

広幅複合機賃貸借(リース)仕様書

1 件名 「広幅複合機賃貸借(リース)」

2 目的

本仕様書は、新たに大津市の広幅複合機を調達するための仕様及び納品について規定することを目的とする。

3 基本方針

既存機器から新規機器への移行を行うことを基本方針とする。

4 適用範囲

本仕様書は、大津市(以下「甲」という。)が納入業者(以下「乙」という。)に発注する「広幅複合機賃貸借(リース)」(以下、「本業務」という。)に適用する。

5 発注形態

甲と乙及び乙が責任を持って本調達物件を賃貸借させるリース会社(以下「丙」とする。)の三者間で第三者賃貸方式による賃貸借契約を締結する。

6 賃貸借(リース)期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日までの60ヶ月とする。

7 概要

(1) 機器の選定、提案及び調達

機器の詳細については、別紙機器仕様書のとおり。

なお、機器仕様書に記載がなくても、機器を動作させるのに必須の付属品等があれば、提案し調達すること。

(2) 機器等の納品及び調整

乙は第8条の納入場所に機器を納品、設置すること。

(3) 賃貸借期間中における機器の保守等について

甲と乙は別途保守契約を締結するものとする。

(4) 既存システム機器の撤去

詳細は第12条のとおり

8 納入場所

大津市建設部道路建設課(大津市役所本館4階)

9 支払条件

本調達は賃貸借契約を締結し、甲から丙に賃貸借期間における毎月の後払いとし、適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払う。

当該賃貸借契約に係る債務については、乙の責任において賃貸借契約書に定めた条件で丙に履行させること。

10 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、乙は甲の指示に従い、業務を遂行するものとする。

11 検査及び検収

納品した機器等の検査は甲の承認を受けることとし、検査の合格をもって検収とする。

12 既存システム機器の撤去

甲が指定する既存システム機器については、搭載されている記憶媒体を大津市市役所庁舎内で取り外した上で設置場所から撤去すること。また、取り外した記憶媒体については甲に引き渡すこと。

撤去後は産業廃棄物として処理し、適切な方法で廃棄したことを証明する書類等の写しを甲に提出すること。

13 その他

納入前に情報政策課と協議すること。